

各位

被扶養者の現況調査のお願い

小野薬品健康保険組合

厚生労働省の指導により、当健康保険組合に加入されている被扶養者（ご家族）が、
現在も継続して扶養認定基準を満たしていることを確認するため、「被扶養者の現況調査」
を行いたく存じます。今年も Web システム（iBss）で実施しますのでご協力ください。

1. 調査対象者

7月現在、当健康保険組合に加入されている被扶養者（ご家族）をお持ちの社員

但し、以下の方は調査対象から除外します。

- ・海外勤務中および海外留学中の社員
- ・被扶養者が18歳以下の子（あるいは高校生以下）のみの社員
- ・2024年6月1日以降に入社された社員

2. 実施期間（期限厳守にご協力ください）

2024年8月5日（月） ～ 8月30日（金）

3. 実施方法

①調査対象の社員には、近日中にメールでお知らせします。

②Web システム（iBss）にて必要事項の入力と証明書類のアップロード

サイトはこちら（健保組合 HP にバナー） <https://ibss.jp/portal/signup.ibss>

マニュアルはこちら <https://ono-pharma.box.com/s/e3l97gswsnsapawzwvqdluvrjatykge5>

4. 注意事項

- ・証明書類のアップロードが困難な方は、社内便で健保組合（本店）あて送付ください。
- ・万一、期限内に証明書類が揃わない場合は、その旨を健保にお伝えください。
- ・氏名を外字登録されている方は、その部分だけカナで表記されています。
- ・本調査に協力いただけない場合には、被扶養者認定を取り消すことがあります。
- ・確認のため別途書類を求める事があります。

お問合せ

健康保険組合

担当：宮内（miyauchi@ono-pharma.com）

久野（m.hisano@ono-pharma.com）

電話：06-6222-5665

よくある質問 Q&A

Q1. 保険者指定コードとは？

A1. 社員番号 5 桁(U は不要)です。

Q2. 就職して扶養をはずれたはずなのに今回の調査に名前があります、どうすればいいのでしょうか？

A2. Company とは別に健保組合への届出が必要です。「健康保険被扶養者(異動)届」をすみやかに提出ください。

※「新たに加入された健康保険の保険証の写し」を添付いただき、当健保の保険証はご返却ください。

Q3. 単身赴任をしておりますが、住所は単身赴任先、帰省先のどちらの住所を入力したらいいですか？

A3. 単身赴任者は「同居」を選択ください。(同居を選択した場合、住所の入力は不要です。)

Q4. 子どもが大学生で別居していますが、住所は別居扱いとなりますか？また、送金証明は必要ですか？

A4. 学生(大学・大学院・予備校・専門学校生)については、「同居扱い」としております。また、送金証明は不要です。但し、学生証(画像データ)のアップロードが必要となっていますので、ご協力ください。

Q5. 子どもが大学を卒業しているのですが海外留学中です、証明書類等はどうしたらいいですか？

A5. 国内の学生同様「同居扱い」としております。備考欄へ「留学中」とご記載いただき、学生証(画像データ)アップロードください。

Q6. 前年の年間収入とはいつの分ですか？

A6. 令和5年1月～令和5年12月の収入額です。前年の年間収入額を参考に今後1年間の収入額を想定します。

Q7. 被扶養者の今年度収入が増えて、130万円(60歳以上および障害者は180万円)を超えそうなのですが・・・

A7. 健康保険組合までご連絡ください。なお、「130万円の壁」については、Q12をご参照ください。

Q8. 令和6年1月以降に、退職・雇用条件変更のため、当健保組合に加入しましたが、収入金額の入力は？

A8. 退職されてから令和6年12月までの収入(見込)金額をご入力ください。

Q9. 確定申告をしている場合、収入額が少額でも提出が必要となっているが何故必要なのですか？

A9. 税法上の所得額と異なるため、費用内訳のわかる確定申告書類の提出をお願いしています。

健康保険の場合、自営業者や不動産所得者など確定申告者の年間収入額は、総収入額から必要最低限の経費(原材料費程度)を差し引いた額となっています。

Q10. 給与所得者(パートなど)の場合、交通費(通勤手当)も収入に含まれるのですか？

A10. (給与所得者では税控除前の総収入額となっていますので)交通費も含まれます。

Q11. 被保険者(社員本人)の収入証明も必要ですか？

A11. 被扶養者の確認調査なので、被保険者(社員本人)分は不要です。

Q12. 「130万円の壁」について教えてください

A12. 2023年12月28日付健保連絡「[年収の壁・支援強化パッケージ](#)」に対応した扶養認定について」をご確認のうえ「130万円の壁」に該当される場合は、健保組合に書類(事業主の証明書など)をご提出ください。